

## 新発田市新規創業支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における新たな創業の促進及び創業後の事業の定着並びにこれらによる地域経済の活性化を図るため、新規創業支援事業助成金を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、又は新たに法人を設立して当該法人の事業を開始することをいう。
- (2) 認定特定創業支援事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第25項に規定する特定創業支援事業であつて、新発田市が認定を受けた創業支援事業計画に記載された事業をいう。
- (3) 証明書 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条の規定により、認定特定創業支援事業による支援を受けて創業を行おうとする者に対して、当該支援を受けたことを市長が証する書面をいう。
- (4) 中心市街地 新発田市中心市街地活性化推進条例（平成21年新発田市条例第34号）第2条第1号に規定する中心市街地をいう。
- (5) 空き店舗等 新発田市中心市街地活性化事業助成金交付要綱（平成25年新発田市告示第136号）第2条第2号に規定する空き店舗等をいう。

### (交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、新発田市特定創業支援事業を受け市から証明

書の交付を受けた事業者のうち、新規に創業するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表第 1 に掲げる業種等以外の業種を営んでいるもの
- (2) 市町村税の滞納がないもの
- (3) この要綱により助成金の交付を受けようとする事業について、市から他の助成を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付対象者としなない。

- (1) 暴力団(新発田市暴力団排除条例(平成 24 年新発田市条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員(同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)がその経営等を実質的に関与していると認められるもの
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が交付対象事業として不相当と認める事業を営もうとするもの

(交付対象事業の事業実施区域等)

第 4 条 助成金の交付対象事業の事業実施区域、事業内容及び要件は、別表第 2 に定めるところによる。

(交付対象経費及び助成限度額)

第 5 条 助成金の交付対象経費及び助成限度額は、別表第 2 に定めるところによる。ただし、助成限度額については、事業実施区域ごとに適用するものと

する。

- 2 前項の助成金の交付対象経費に他からの助成金又はこれに類する収入がある場合は、その額を当該交付対象経費から控除した額を助成金の交付対象経費とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとするものは、新規創業支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、当該事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 市町村税の納税証明書

(3) 開業する業種が許認可を必要とする場合は、その許認可を受けたことを証する書類

(4) 契約予定書

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する申請書を提出すべき期間を別に定めることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、同項第3号に規定する許可書等を申請後に提出することができるものとする。

- 4 助成金の交付対象期間が翌年度にわたる場合にあっては、各年度ごとに交付決定を行うものとし、前年度から継続して助成金の交付を受けようとするときの申請については、当該年度の4月30日までに行わなければならない。

- 5 市長は、前項の規定により前年度から継続して助成金の交付を受けようとする場合の申請については、第1項に規定する必要書類の添付を省略させることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、助成金交付の可否を決定し、新規創業支援事業助成金交付決定通知

書（別記第2号様式）又は新規創業支援事業助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

（変更又は休止若しくは中止）

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、やむを得ない事情等により第6条第1項に規定する交付申請書若しくは添付資料の内容を変更し、又は交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）を休止し、若しくは中止しようとする場合は、新規創業支援事業助成金変更・休止・中止申請書（別記第4号様式）に、必要な添付書類があるときはそれらを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（変更決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、変更交付の承認若しくは却下又は休止若しくは中止の承認を決定し、文書により通知するものとする。

2 前項の場合において、変更交付の承認を決定した場合の通知は、新規創業支援事業助成金変更交付決定通知書（別記第5号様式）によるものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成事業の休止を承認したときは、助成事業を休止した日の属する月から助成事業を再開した日の属する月までの期間に係る経費は助成金の対象としないものとする。

（実績報告）

第10条 助成決定者は、当該年度における助成事業が完了した場合は、事業完了後30日以内に新規創業支援事業助成金実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、必要に応じて実地調査等を行い、助成金の額を確定し、新規創業支援事業助成金確定通知

書（別記第 7 号様式）により当該助成決定者に通知するものとする。

（助成金の概算請求）

第 1 2 条 助成決定者は、助成金の交付決定額の範囲内で助成金の概算請求を行うことができるものとする。

2 前項の概算請求は、請求を行おうとする日が属する月の前月分までの支払済みの交付対象経費につき、行うことができるものとする。この場合において、助成決定者は、経費を支払ったことを証する書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（助成金の返還）

第 1 3 条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (3) 助成金を他の用途に使用した場合
- (4) その他市長が助成金の交付が不相当と認める理由がある場合

2 前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、市長は、新規創業支援事業助成金取消通知書（別記第 8 号様式）により当該助成決定者に通知するものとする。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施した。

附 則

改正後の新規創業支援事業助成金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する